



第V章 J-クレジットの運用

クレジットを取得して、どのように販売したらよいのでしょうか？

また、価格設定はどのようにしたらよいのでしょうか？

本章では、J-クレジット取得後のクレジットの販売方法、価格設定について記載します。



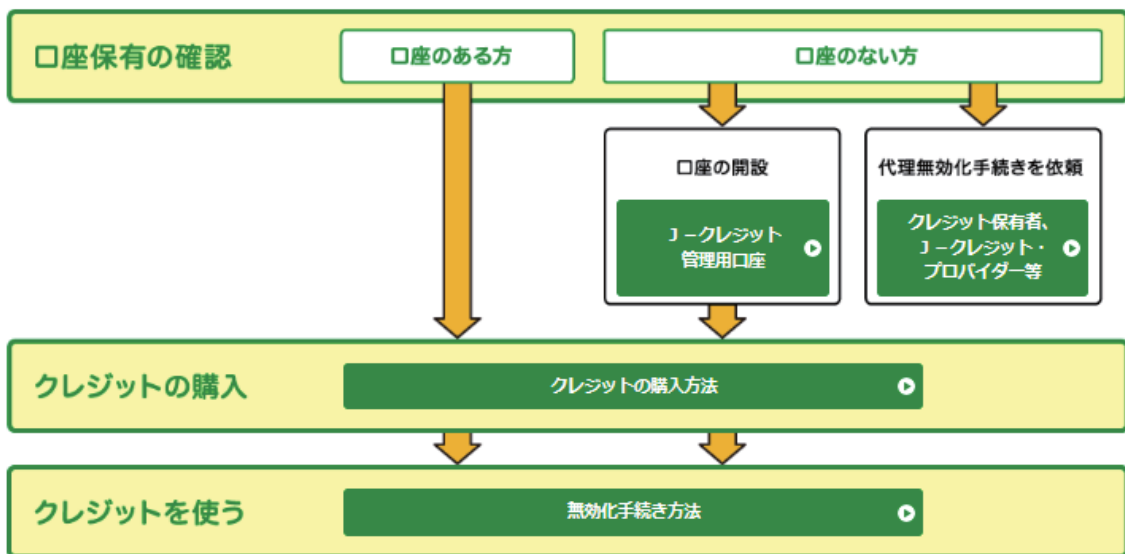
V-1 クレジットの発行と使用

V-1-1 クレジットの認証と発行

有識者委員会に諮り、認証を受けた後、国によってクレジットが発行されます。

J-クレジットを使う場合、どのような活用目的であってもJ-クレジット登録簿システムで「無効化」の手続きを実施する必要があります。口座を保有していない場合、プロバイダーやクレジット保有者（クレジット購入先となる口座保有者の許諾が必要）による代理手続きも可能です（図V-1）。

次の手続きを行います。



図V-1 クレジットの認証と発行
J-クレジット事務局 クレジットの活用手続き <https://japancredit.go.jp/usage/>

V-1-2 申請手続き注意事項

現在の申請手続きでは、【クレジット管理用口座】（＝J-クレジット登録簿システム）に関する各種手続きでは、事務局宛てに郵送する書類は、原則発生しません。

全てJ-クレジット事務局のホームページから電子申請となっています。

操作方法等は、<https://japancredit.go.jp/application/account/>を確認してください。

V-1-3 クレジット管理用口座開設までの流れ

- ① 口座開設までの流れは、J-クレジット登録簿システム（図V-2）「新規利用の申込」から始めます。
- ② このシステムからのメールで受信したURLをクリック
- ③ 登録内容を入力
- ④ 必要書類を事務局へメール



- ⑤ 制度管理者による確認（1～2週間程度）
- ⑥ 承認後、登録メールアドレスへユーザID、初期パスワードを送付
- ⑦ 登録簿システムへログインし、口座の利用開始

必要書類は以下の3点です。

- ・履歴事項全部証明書（★）
- ・印鑑証明書（★）
- ・口座開設の「利用申込の完了通知」メールをPDF化したもの

★発行日から3ヶ月以内、最新情報が記載されているもの

★自治体の場合は、首長名での「口座開設依頼書」（要押印。様式は任意）をメール送付します。

<https://j-creditregistry.go.jp/toppage.html>



図V-2 Jークレジット登録簿システム

必ず
“Jークレジット登録
システム 利用規程”
を確認してね



“Jークレジット登録簿システムの操作”

“Jークレジット登録簿システム”は、市町村職員が操作してください。委託でも操作は可能ですが、継続的にJークレジットを運用するためには、職員が操作すべきです。

全て電子申請になるため、“Jークレジット登録簿システム”に入る前に、必ず「Jークレジット登録簿システム 操作マニュアルhttps://j-creditregistry.go.jp/docs/japancredit_usermanual.pdf」または YouTube チャンネルで公開されている動画を確認してください。操作環境等の制約もあります。

システムのご利用可能時間は次のとおりです（2023年1月末現在）。

※平日 9時～23時

※土日祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は利用できません。



V-1-4 制度記号・クレジット種別・クレジット認証番号

制度記号とは、「クレジットを認証した制度を識別する記号」のことです。各制度記号は表V-1となっています。

クレジット種別とは、「どの制度・プロジェクトに基づき認証されたクレジットか識別する記号」のことです。識別記号は12ありますが、「J-クレジット制度の森林管理プロジェクトにより基づき発行されるクレジット」は“**FM**”です。

クレジット認証番号とは、「クレジット認証時にプロジェクトの認証ごとに付与される番号」のことです。クレジットの種類は9区分されていますが、森林管理プロジェクトの場合は表V-2によってクレジット認証番号が付与されます。

表V-1 制度記号

制度記号	制度種類
JC	J-クレジット（経団連カーボンニュートラル行動計画利用不可） ※ただし、クレジット種別がFM、JRM、KRMのクレジットについては、経団連カーボンニュートラル行動計画への利用が可能。
JCL	J-クレジット（経団連カーボンニュートラル行動計画利用可能）
KC	国内クレジット（通常型プロジェクト）
KCP	国内クレジット（プログラム型プロジェクト）
JP	J-VER


表V-2 クレジット認証番号

クレジットの種類	クレジット認証番号						
	1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目
J-クレジット （通常型）	1	プロジェクト番号				認証回数（01～99）	



V-1-5 クレジットの移転

クレジットの移転を行う場合も「J-クレジット登録簿システム」で行います(図V-3)。操作方法に沿って行ってください。

YouTubeと

 マニュアル「3.10 移転する」
 を確認してね



クレジット
 の移転



ログイン画面



クレジット移転方法
 選択画面



移転情報入力画面



移転情報確認画面



移転完了画面

図V-3 J-クレジット登録簿システムにおけるクレジット移転
 制度事務局 YouTube「8 口座保有者 クレジットを移転する(残高照会、移転結果確認、上乘せ排出量確認)」



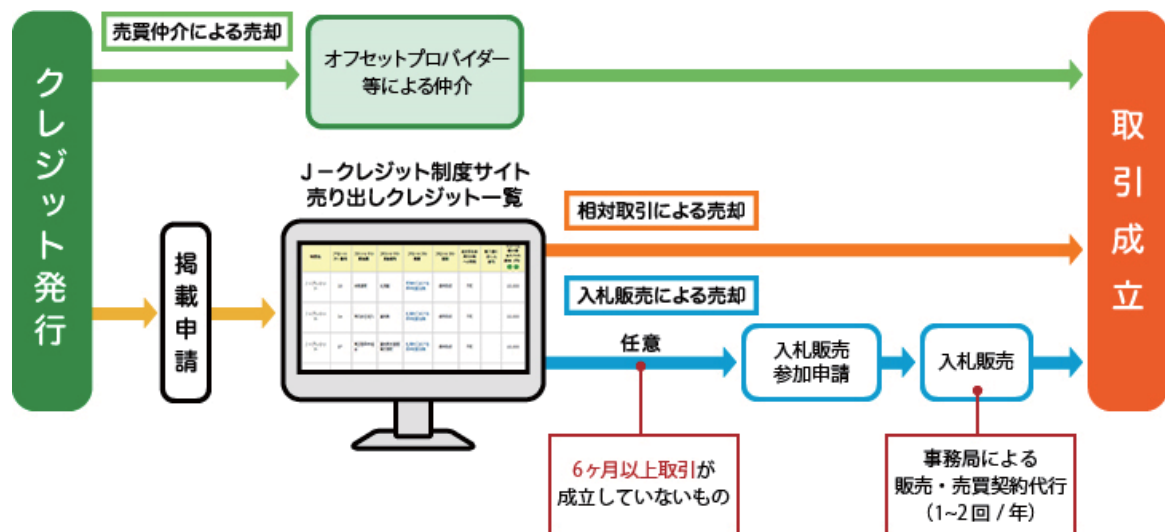
V-2 クレジットの販売

V-2-1 クレジットの売却方法（売手）

J-クレジットの売却方法は表V-3、図V-4、図V-5の方法とされています。

表V-3 J-クレジットの売却方法

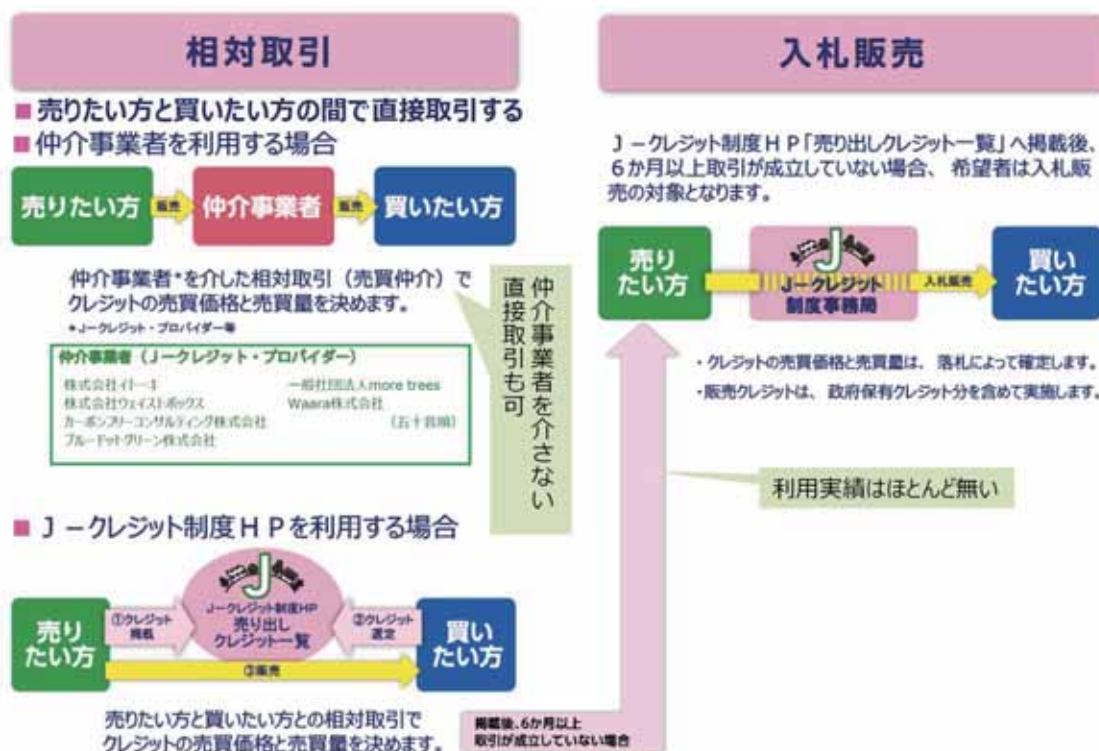
売却方法	概要及び特徴
J-クレジット・プロバイダ等による仲介	<ul style="list-style-type: none"> クレジットの仲介事業者（J-クレジット・プロバイダ等）を通じてクレジットを売却するものです。 クレジットの売却価格や売却方法は仲介事業者との相対取引で決定することになります。
「売り出しクレジット一覧」への掲載	<ul style="list-style-type: none"> 創出した（あるいは創出予定の）クレジット情報を「売り出しクレジット一覧」に掲載することによりクレジット購入者を幅広く募ることができます。 「売り出しクレジット一覧」には売却希望のクレジットの量や特徴（実施場所、地域、具体的活動内容）を掲載できます。 クレジットの売却価格はクレジット購入者との相対取引で決定することになります。
J-クレジット制度事務局が実施する入札販売への参加	<ul style="list-style-type: none"> J-クレジット制度事務局が実施する入札販売でクレジットを売却するものです。 入札販売を通じたクレジットの売却は、「売り出しクレジット一覧」掲載後6ヶ月以上が経過したクレジットのみが対象です。 入札時期（売却機会）は年に1回～2回程度に限定されます。 対象クレジットをJ-クレジット登録簿のJ-クレジット事務局口座に預ける必要があります。 売却価格は指定できません。入札販売の落札価格が売却価格になります。



図V-4 J-クレジットの売却方法 J-クレジット制度事務局

<https://japancredit.go.jp/market/sell/>





図V-5 J-クレジットの売却方法

J-クレジット制度ホームページ資料データ集 <https://japancredit.go.jp/data/>

V-2-2 相対取引

相対取引とは、金融商品取引所のような場所を介さず、売り手と買い手が直接に、価格、数量などを合意する取引方法です。

V-2-3 委託取引

(1) J-クレジット・プロバイダー

J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量クレジットの創出や活用の促進を目的として、クレジットの創出及び活用を支援できる事業者のことです。

クレジット管理用の口座を保有していない場合でも、J-クレジットを使うことができます。代理の無効化申請（クレジットを使う申請）を希望の場合は、J-クレジット・プロバイダー各社に問合せるか、「売り出しクレジット一覧」のクレジット保有者連絡先まで相談してください。なお、「売り出しクレジット一覧」の連絡先では、クレジットの販売のみで代理無効化の手続きを行っていない場合もあるので、注意が必要です。

2023年3月末現在のJ-クレジット・プロバイダー参加者はJ-クレジット事務局ホームページ <https://japancredit.go.jp/market/offset/>に掲載されています。



(2) コーディネーター

Jークレジット・プロバイダー以外にクレジットの売却価格や売却方法などを紹介する場合があります。

コンサルティング会社や商社、生命保険会社、地域の銀行等の団体がコンサルティングやコーディネーターとしてJークレジットのマッチング等にかかわっています。



地域の銀行等によるコーディネート

全国的に地域銀行（地方銀行等）がコーディネーターとして、企業等にクレジットを紹介する事例が注目されています。

全国先進的事例でも紹介しました鳥取県日南町（☞：p141 参照）、島根県飯南町（☞：p142 参照）は山陰合同銀行や鳥取銀行が地域企業への紹介を行い、Jークレジット販売の締結をしています。

地方銀行等がコーディネーターとして企業等を紹介する利点は次となります。

- ① 売手側は与信が得られる（取引の相手先が安全である）
- ② 銀行とのつながりがある地域の企業が活用する → 地域循環・活性化
- ③ 手数料が安い（販売価格の5%～10%）
- ④ 地方銀行等マッチングによる締結式 → PR（地域住民への見える化）

クレジット販売をコーディネートしている地方銀行（信用金庫含む）は全国で次の事例等があります。

- ◎ 岩手銀行（岩手県）
- ◎ 足利銀行（栃木県）
- ◎ 常陽銀行（茨城県）
- ◎ 山梨中央銀行（山梨県）
- ◎ 十六銀行（岐阜県）
- ◎ 大垣共立銀行（岐阜県）
- ◎ 滋賀銀行（滋賀県）
- ◎ 但馬銀行（兵庫県）
- ◎ 米子信用金庫（鳥取県）
- ◎ 徳島大正銀行（徳島県）



写真、日南町Jークレジット売買契約調印式
提供：日南町役場

長野県においても、令和5年4月より地域銀行等によるコーディネーターの取組が開始される予定です。



V-3 運用における留意点

V-3-1 クレジットの価格設定

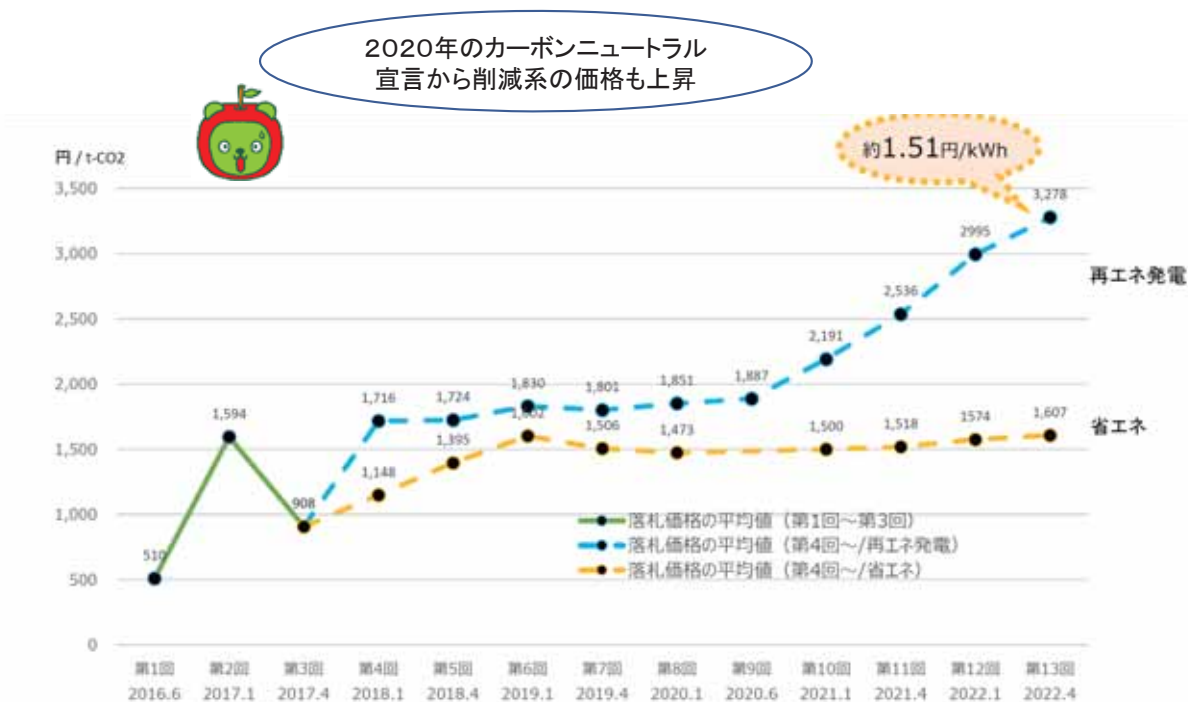
(1) 価格の動向

Jークレジットの販売価格は独自で決定できます。現在（2023年3月末現在）の長野県内の森林吸収系の販売価格は約15,000円（税抜き）/t-CO₂となっています。全国事例調査で教えていただいた販売価格は税抜き7,000～20,000円/t-CO₂の範囲となっています。

市場経済の取引となるため、需要が増えれば高値で設定しても“売り手市場価格”として売れますが、森林吸収系のクレジットが全国的に増加しているため、過剰クレジットとなった場合は“買い手市場価格”になり、価格が高いと売れません。市場原理から言うとある程度需要があるもののクレジットの総数が増えると価格競争が始まり、ある一定の水準まで価格が下がるでしょう。森林吸収系は10,000円/t-CO₂前後で価格が安定していく可能性が考えられます。

さらに、Jークレジット制度事務局が実施する入札販売の削減系の価格推移をみると、削減系（再エネ、省エネ）のクレジットの販売価格は図V-6となっています。上記の森林吸収系のクレジット販売価格よりも大幅に低廉な価格で取引されています。

クレジット価格の設定は、自らの保有するクレジット数や価格動向、さらには販売先の確保といった多面的な視点で設定する必要があります。



※平均値は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したものです。

図V-6 Jークレジット制度事務局が実施する入札販売の削減系の価格推移（森林系以外）
Jークレジット制度について（データ集）、2023年1月、Jークレジット制度事務局資料



(2) 価格の設定

価格設定の根拠として、森林整備にかかった費用を創出したクレジット量で割り返す方法があります。

例えば、5ha のプロジェクトエリアで、間伐事業として 200 万円、このプロジェクトエリアの CO₂ 吸収量 130 t-CO₂ とすると、15,000 円 / t-CO₂ の根拠となります。

$$200 \text{ 万円} \div 130 \text{ t-CO}_2 = 15,384 \text{ 円} \approx 15,000 \text{ 円 / t-CO}_2$$

このような価格設定が必要です。

価格設定の根拠を残しましょう！



販売価格に消費税を加算する？

市町村が販売するクレジットの販売代金は、市町村によっては一般会計への歳入、または特別会計への歳入とする場合がありますが、販売価格の消費税については、一般会計、特別会計ともに消費税を上乗せした価格で販売することが消費税法第 60 条の項目にあります。

一般会計では「課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額はその課税標準額と同等とみなす」旨を規定し（消費税法第 60 条 6 項）、「確定申告書の提出等の義務を課さない」旨を規定しています（消費税法第 60 条 7 項）。したがって、消費税 10% を計上した価格で販売し、その代金は一般会計への歳入とすることができます。

なお、市町村において一般会計、特別会計の取扱いが違いため、必ず会計担当に確認してください。

全国的に森林吸収系のクレジットも 2022 年以降、購入を検討しているという企業からの問い合わせが増えていきます。

しかし、問合せ件数の全てが販売までは至っていないのが現状です。やはり購入者側は 1 t-CO₂ 当たりの単価を気にしていて、「大口（大量）購入するとなれば長野県内の事例のような 15,000 円 / t-CO₂ という単価設定ではなかなか手が出せない」という意見もあります。このような対策として、大口購入者（50 t-CO₂ 以上等）には単価を下げた販売などの事例も見られます。

長野県の豊かな自然環境から創出される J-クレジットは、“信州プレミアム”として、他のクレジット価格よりも高値設定で頑張りませんか 😊



価格設定は、独自に決定できますが、一度低廉な価格にすると単価を上げるのが難しくなります。じっくり考えて価格設定してください。



**販売先が見つからない.....**

全国事例調査でお世話になった複数の市町村から「クレジットを取得しても、なかなか販売先が見つからなかった！」という意見を伺いました。「これからJ-クレジットを取得すると、後発となるし、森林吸収系は削減系クレジットと比べて高額だから、なかなか販売先が見つからないかも.....? 販売先を見つける努力が必要となります！」とのアドバイスをいただきました。

また、「いろいろな企業にアプローチしたけど、目に見えないものを売るので、理解がしてもらえない....」などの意見もありました。

2050 ゼロカーボンに向けて機運が高まっていますが、確実に売れるものでもありません。相対取引で待っているだけでは販売できないかもしれません。

先の地域銀行等がコーディネートしてくれると地域企業の皆さんにも活用してもらえます。

不良債権とならないように販売先を見つける努力が必要です。

市町村の魅力・J-クレの知名度が上がれば売れる！
PRが重要です

**V-3-2 販売先の確保**

第II章でも記載（👉：p43～44 参照）しましたが、クレジットの販売をある程度想定する必要があります。

例えば、次のような事例が考えられます。

- 🌳 流域の上流域としてクレジットを取得したので、下流域の都市の企業に購入してもらう
- 🌳 姉妹・友好都市にある企業に購入してもらう
- 🌳 姉妹・友好都市の自治体に購入してもらう
- 🌳 地域の企業に購入してもらう

担当自ら企業の皆さんなどにアプローチしてみる、時には理事者のトップセールスも必要になる可能性があります。ある程度、販売先を想定することが必要です。

**自治体への販売を期待しても.....**

森林環境譲与税が全国に配分され、森林の少ない都市部の市町村にも配分されています。この譲与税を期待して、姉妹都市や友好都市関係の自治体に購入してもらうことを想定している市町村もあるかもしれませんが、そう簡単にはいきません。

全国事例調査の喜多方市（👉：p135 参照）は中野区との協定で購入してもらっていますが、他の事例では大都市部の市に購入を期待したところ、クレジット購入について相手方の財政部局の理解が得られず、成立しなかった事例があります。

また、「長野県森林の里親制度」で長野県森林CO2吸収量評価制度を活用している首都圏の自治体がすぐにJ-クレジット制度に移行するとも想定できません。

森林環境譲与税が多く配分されている、森林の少ない都市部の市町村は魅力的ですが、そう簡単に購入してもらえるものではありません。

ただし、交流のある自治体に相談する価値はあります。

交流のある自治体に相談するのもあり！

